

古河市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、古河市議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、古河市議会議長交際費（以下「交際費」という。）について、支出基準を定めることにより、議会の透明性の確保と説明責任を果たし、公平かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(支出種類及び範囲)

第2条 交際費は、古河市議会と直接関係するもの、市政について顕著な功績があったもの、災害又は事故等にあったもの、その他議長が特に必要と認めるもので、社会通念上妥当と認められるものに対して支出できるものとし、支出の種類、範囲及び支出額は別表に掲げるとおりとする。

(前渡金の保管)

第3条 議会事務局次長（以下「次長」という。）は、交際費支出のため、会計管理者からあらかじめ資金前渡の方法により一定額（以下「前渡金」という。）を受け取り、執行するものとする。

2 次長は、前項に規定する前渡金を適切に保管しなければならない。

(領収書等の整備、保管等)

第4条 次長は、第2条の規定に基づき交際費を支出した場合は、交際費支出一覧に記録するとともに、支出に係る領収書等を整備し、保管しなければならない。

(議長への報告)

第5条 次長は、交際費の執行状況について、毎月始めに、前月分を議長に報告しなければならない。

(公表)

第6条 交際費の公表は、支出日、種類、支出内容及び支出金額について行うものとする。

2 前項の公表は、毎月15日までに、前月分を古河市ホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

(平成29年改正)

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	支出範囲	支出額
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等（飲食を伴う）への参加に係る支出（政治家等の個人パーティーは除く）	金額に指定がある場合はその額とし、指定がない場合は原則 10,000 円を限度として、社会通念上相当と認められる額
慶祝	広く市民を対象としたスポーツ又は文化の行事、記念式典、祝賀会（官公庁主催のものは除く。）、壮途祝い等。ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。	原則 10,000 円を限度とする。ただし、行事の規模及び参加人数等を考慮した額とすることができる
弔慰	市政功労者又は市政関係者等で議長が必要と認める者	附表
見舞い	病気見舞い及びり災見舞い。ただし、病気見舞いについては、附表に掲載のあるもので、1 箇月以上の入院をした者	（病気見舞い）附表による（り災見舞い）近隣市町村との均衡に配慮した額
協賛	活動の趣旨及び目的から公益性が特に認められるもの。ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として、支出しないものとする	原則 5,000 円。ただし、近隣市町村と均衡を図る必要がある場合は 10,000 円を限度
渉外	市政運営上、先進地視察、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な PR 用特産品等に係るもの	相当額

附表

対 象		香料	見舞金	備考	
市 議 会 議 員	現職	本人	10,000 花輪1基又は生花1基	10,000	弔辞
		配偶者	10,000	5,000	
		同居の父母	5,000		
		実父母	5,000		
	元職	本人(市政功労者)	5,000		
特 別 職 (市 長 ・ 副市長・教育長) ※助役・収入役含む	現職	本人	10,000 花輪1基又は生花1基	10,000	
		配偶者	10,000	5,000	
		同居の父母	5,000		
		実父母	5,000		
	元職	本人(市政功労者)	10,000		
近 隣 市 町 村 長 〃 議 会 議 長	現職	本人	近隣市町村との均衡に配慮した額		
県 知 事 県 議 会 議 長	現職	本人			
地 元 選 出 県 ・ 国 会 議 員	現職	本人			
その他公職者で議長が認めるもの		5,000			
その他市に対し特に友好又は功績のあった者 で議長が必要と認めるもの		議長判断による			
弔意対象者の親族で議長が必要と認めるもの		議長判断による			